

最終公表
2023年4月

*International Ethics Standards Board
for Accountants®*

テクノロジーに関する
IESBA倫理規程改訂

IESBA

International
Ethics Standards
Board for Accountants®



PIOB が認証した

IESBA の「業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂」

公益監視委員会（PIOB）は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂（以下「本基準」という。）の全ての開発サイクルを通じて基準設定プロセスを監督してきた。基準設定プロセスを通じて PIOB により提起され、また、IESBA に提供された助言及び公共の利益に関する問題は、PIOB のウェブサイトで公開されている。

IESBA は、本基準は、合意された適正な手続に従い開発され、基準設定プロセスとして実装され、PIOB のウェブサイト¹で公開されている¹公共の利益の枠組み（PIF）の概念及び原則に基づく公共の利益に込えているという声明を公表した。

PIOB は、本基準が合意された適正な手続に沿った方法で開発されたと考える。また、PIOB は、本基準が PIF の概念及び原則に基づく公共の利益に込えていると考える。

¹ https://piob.org/wp-content/uploads/2021/11/2020_15th-Anniversary.pdf

この文書は [International Ethics Standards Board for Accountants®\(IESBA®\)](#) により作成、承認された。

IESBA について

IESBA は、独立した国際的な基準設定審議会である。IESBA の使命は、監査人の独立性に関する要求事項を含む倫理基準を策定することにより、公共の利益に資することであり、強固で国際的に適用可能な職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（倫理規程）を通じて、全ての職業会計士の倫理的な行動と実践のための規範を高めることを目指している。

IESBA は、1セットの質の高い倫理基準が、職業会計士の提供する業務の質と一貫性を高め、それによって会計専門職に対する社会からの信用と信頼に寄与すると考えている。IESBA は、[諮問助言グループ \(CAG\)](#) からの助言を得て、[公益監視委員会 \(PIOB\)](#) の監督の下に、公共の利益に資する基準を策定している。

IESBA の運営をサポートする構造及びプロセスは International Foundation for Ethics and Audit (IFEATM) によって促進されている。

著作権©International Federation of Accountants (IFAC) 2023 年 4 月。著作権、商標及び許可に関する情報については、40 ページを参照

テクノロジーに関する IESBA 倫理規程改訂

目次

サブセクション 113 – 職業的専門家としての能力及び正当な注意	5
サブセクション 114 – 秘密保持	5
セクション 120	7
セクション 200	11
セクション 220	13
セクション 260	15
セクション 300	16
セクション 320	20
セクション 360	21
セクション 400	23
セクション 520	24
セクション 600	25
サブセクション 601 – 会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務	28
サブセクション 606 – 情報システムに関する業務	29
セクション 900	31
セクション 920	33
セクション 950	34
用語集（略語一覧を含む）	37
適用日	39

今回の改訂は、2022 年 12 月時点で未適用の承認済み改訂である「上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義」及び「業務チームの定義及びグループ監査」を含む 2022 年版 IESBA 倫理規程の改訂である。

パート 1 – IESBA 倫理規程、基本原則及び概念的枠組みの遵守

…

セクション 110 – 基本原則

…

サブセクション 113 – 職業的専門家としての能力及び正当な注意

R113.1 職業会計士は、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則を遵守しなければならない。同原則は、職業会計士に対し、次のことを求めている。

(a) 現在の技術的及び職業的専門家としての基準並びに関連する法令等に基づき、依頼人又は所属する組織が適切な専門業務を確実に受けられるようにするために職業的専門家として必要な水準の知識及び技能を修得し、維持すること。

(b) 適用される技術的及び職業的専門家としての基準に従って、勤勉に行動すること。

113.1 A1 職業的専門家としての能力をもって依頼人及び所属する組織に専門業務を提供するためには、専門業務を行う際に、職業的専門家としての知識及び技能を適用するに当たって正しい判断を行使することが求められる。

113.1 A2 専門業務に必要な知識及びスキルは、実施される業務の性質によって異なる。例えば、専門業務に関連するあらゆる技術的知識の適用に加えて、対人関係スキル、コミュニケーションスキル及び組織的スキルは、事業体及び個人との交流を促進する。

113.1 A3 職業会計士は、職業的専門家としての能力を維持するため、職業会計士として提供する専門業務に関連する技術的動向、専門家としての知識に関する動向、職業会計士として実施する専門業務に関連するビジネスの動向及びテクノロジー関連の動向について、継続的に把握し、理解することが求められる。職業会計士は、職業的専門家として継続的に成長することにより、職業上の環境において業務を適切に実施するための能力を高め、維持できるようになる。

113.1 A4 勤勉さには、担当する業務に求められる内容に従い、注意深く、適切に、かつ適時に行動するという責任が含まれている。

R113.2 職業会計士は、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則を遵守する上で、合理的な手続を実施し、職業会計士自らの権限の下で専門家として作業を行う者が、研修及び監督を確実に受けていることを確認しなければならない。

R113.3 職業会計士は、適切な場合、依頼人、所属する組織、又は職業会計士の専門業務の他の利用者に、当該業務に存在する固有の限界を認識させ、その限界の意味を説明しなければならない。

サブセクション 114 – 秘密保持

R114.1 職業会計士は、秘密保持の原則を遵守しなければならない。秘密保持の原則は、職業会計士が職業上又はビジネス上の関係において取得した情報の秘密を守ることを求めるものである。職業会計士は、次のことを行わなければならない。

(a) 日常の社会生活においても、また、特に職場の同僚等の業務上の関係者又は家族若しくは近親者に対しても、意図や違反の自覚がないことによる開示に十分留意すること。

(b) 会計事務所等又は所属する組織の内部情報の秘密を守ること。

- (c) 潜在的な依頼人や所属する組織から開示された情報の秘密を守ること。
- (d) 職業会計士の監督下にある職員等及び職業会計士の求めに応じて助言・支援を行う者に対して、秘密保持を遵守させるために必要な措置を講じること。
- 114.1 A1 職業上又はビジネス上の関係において取得した情報の秘密を守るとは、その取得、利用、移転、保存又は保持、共有、及び適法な廃棄の過程において、職業会計士が、そのような情報の秘密を守るための適切な対応を行うことを含む。
- R114.2 R114.3 項の場合を除き、職業会計士は、次のいずれも行っていない。
- (a) 職業上又はビジネス上の関係において取得した秘密情報を開示すること。
- (b) 職業会計士、会計事務所等、所属する組織又は第三者の利益のために、職業上又はビジネス上の関係において取得した秘密情報を利用すること。
- (c) 職業上又はビジネス上の関係において取得した秘密情報を、その関係が終了した後、利用又は開示すること。
- (d) 秘密保持が適用される情報について、その情報が適切に、又は不適切に、公に入手可能となったかにかかわらず、利用又は開示すること。
- R114.3 R114.2 項の例外として、職業会計士は、次の場合に秘密情報を開示又は利用できる。
- (a) 法律上又は職業上の義務又は権利がある場合
- (b) 依頼人又は秘密情報の開示又は利用を許可する権限を有する者により了解され、かつ、これが法令等により禁止されていない場合
- 114.3 A1 秘密保持の原則は、情報が第三者に開示されないとの認識の下、依頼人又は所属する組織から職業会計士に対する情報提供を促進するものであり、公共の利益に資するものである。しかし、職業会計士が秘密情報を開示することを要求されたり、その義務や権利を有する可能性がある状況は次のとおりである。
- (a) 秘密情報の開示が法令等によって要求されている場合
- (i) 訴訟手続の過程で文書を作成し、又は証拠を提出するとき。
- (ii) 明るみになった法令違反を、適切な公的機関に開示するとき。
- (b) 秘密情報の開示が法令等によって禁止されておらず、かつ、職業上の義務又は権利がある場合
- (i) 職業会計士団体の品質管理レビューに応じるとき。
- (ii) 職業会計士団体又は規制当局による照会又は調査に対応するとき。
- (iii) 訴訟手続において職業会計士の職業上の利益を擁護するとき。
- (iv) 倫理上の要求事項を含む、技術的及び職業的専門家としての基準を遵守するとき。
- 114.3 A2 秘密情報を開示又は利用することが適切かを判断するに当たり、職業会計士が、状況に応じて考慮すべき要因には、次のものが含まれる。
- 情報の開示又は利用に当たり、依頼人又は所属する組織から了解が得られている場合でも、その利益が影響を受ける可能性のある第三者も含めた当事者の利益が不当に損なわれるおそれがないかどうか。
 - 実務上可能な限り、全ての関連する情報が把握され、裏付けが取られているかどうか。この判断に影響を及ぼす要因には、次のものが含まれる。
 - 根拠のない事実

- 不完全な情報
- 根拠のない結論
- 提案された伝達手段及び情報
- 情報の伝達先又はアクセス権の付与先が、適切かどうか。
- 開示が行われる可能性のある法域において適用される法又は規制（プライバシーを管理するものを含む。）、及び異なる場合は、秘密情報の発信地の法域において適用される法又は規制

114.3 A3 会計事務所等又は所属する組織が秘密情報の利用又は開示の同意を求める状況には、当該情報が研修目的、製品若しくはテクノロジーの開発、調査、又は業界データ、業界研究、他のベンチマークデータ若しくは研究のための資料として利用される場合が含まれる。このような了解は、概括的な内容で行われる場合がある（社内研修目的や品質向上の取組のための秘密情報の使用に関して了解を求める。）。特定の状況における利用について、当該秘密情報を提供した個人又は事業体の了解を得る場合、（可能であれば書面により）伝達を検討する考慮事項には、次のものが含まれる。

- 利用又は開示される秘密情報の内容
- 秘密情報が利用又は開示される目的（例えば、テクノロジー開発、調査又はベンチマークデータ若しくは研究）
- 秘密情報が利用又は開示される業務を実施する個人又は事業体
- そのような情報を提供した個人又は事業体やその秘密情報に関する個人又は事業体が、当該秘密情報を利用又は開示して実施された業務のアウトプットから特定されるかどうか。

R114.4 職業会計士は、依頼人又は所属する組織若しくは会計事務所等との関係が終了した後も、秘密保持の原則を遵守しなければならない。職業会計士が所属する組織を変えた場合や、新規顧客を獲得した場合に、以前の経験を生かすことは否定されないが、職業上又はビジネス上の関係において取得した秘密情報を利用したり開示したりしてはならない。

...

セクション 120

概念的枠組み

...

要求事項及び適用指針

...

一般的規定

R120.5 職業会計士は、概念的枠組みを適用する際、次の事項を行わなければならない。

- (a) 探求心を持つこと。
- (b) 職業的専門家としての判断の行使
- (c) 第 120.5 A9 項に規定された、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストの利用

職業的専門家としての判断の行使

- 120.5 A1 探求心は、概念的枠組みを適切に適用するために必要な既知の事実及び状況を理解する上での必須条件である。探求心を持つこととは、次のことを意味する。
- (a) 実施する専門業務の内容、範囲及び結果を考慮し、入手した情報の情報源、関連性及び十分性を検討すること。
 - (b) 更なる調査又はその他の行動の必要性に目を向け、注意すること。
- 120.5 A2 職業会計士は、入手した情報の情報源、関連性及び十分性を検討する際、次を始めとする事項を検討する場合がある。
- 新たな情報が発生したかどうか、又は事実及び状況に変化があったかどうか。
 - 情報又は情報源が、バイアス又は自己利益の影響を受けている可能性があるかどうか。
 - 関連し得る情報が、職業会計士にとって既知の事実及び状況から欠落している可能性を懸念すべき理由があるかどうか。
 - 既知の事実及び状況と職業会計士の期待との矛盾があるかどうか。
 - その情報が結論に到達するための合理的な根拠となるかどうか。
 - 入手した情報から到達することができる他の合理的な結論がある可能性があるかどうか。
- 120.5 A3 R120.5 項は、基本原則に対する阻害要因の識別、評価及び対処の際に、探求心を持つことを全ての職業会計士に求めている。概念的枠組みを適用する際のこの必須条件は、実施する専門業務の内容にかかわらず、全ての職業会計士に適用される。また、職業会計士は、IAASB の公表物を含む監査、レビュー及びその他の保証業務に関する基準において、証拠の批判的評価を含む職業的懐疑心を行使することも求められる。

職業的専門家としての判断の行使

- 120.5 A4 職業的専門家としての判断には、特定の専門業務の内容及び範囲並びに関連する利害及び関係を考慮し、事実及び状況に見合う、関連する訓練、専門知識、技能及び経験を適用することを伴う。
- 120.5 A5 利用可能な一連の対応策について事情に精通した上で決定を行い、更にそのような決定がその状況において適切かどうかを判断するために職業会計士が概念的枠組みを適用する場合に、職業的専門家としての判断の行使が求められる。職業会計士は、この判断を下す際、次の事項を検討する場合がある。
- 自身の専門知識及び経験が結論を下す上で十分であるかどうか。
 - 関連する専門知識又は経験を有する他者に相談する必要があるかどうか。
 - 自身の先入観又はバイアスが職業的専門家としての判断の行使に影響を与える可能性があるかどうか。
- 120.5 A6 職業会計士が専門業務を実施する状況及び関連する要因は、その範囲や複雑性の点において、相当多様である。職業会計士が職業的専門家としての判断を行使する際には、不確実な事実及び状況の要素並びに相互に関連し又は依存し合う変数や仮定の相互作用及び変化による複合効果から生じる複雑性を考慮する必要がある場合がある。
- 120.5 A7 複雑性の管理には、次のことが含まれる。

- 会計事務所等及び所属する組織、及び適切と認められる場合は利害関係者に、事実及び状況から生じる固有の不確実性又は困難性を認識させること。(参照：R113.3 項)
- 事実及び状況の発生又は変化に注意を払い、それらが職業会計士の行った判断に影響を与えるかどうかを評価すること。(参照：R120.5 項～第 120.5 A3 項、R120.9 項～第 120.9 A2 項)

120.5 A8 複雑性の管理には、次の事項が考えられる。

- 不確実な要素、変数及び仮定、並びにそれらがどのように関連し又は相互に依存しているかを分析し、調査すること。
- 職業会計士の判断に役立つ関連データを分析するために、テクノロジーを利用すること。
- 評価プロセスの一環として、適切なチャレンジ及び追加的な意見を確保するために、専門家を含む他者と協議すること。

事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者

120.5 A9 事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストとは、他の当事者が同一の結論に到達する可能性が高いかどうかに関する職業会計士による検討である。そのような検討は、結論を下す時点で把握している、又は把握していることが合理的に期待される全ての関連する事実及び状況を考量する、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者の観点から行われる。事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者は、必ずしも職業会計士である必要はないが、当該職業会計士の結論の適切性を公平な方法で理解し、評価するための関連する知識及び経験を有している者と考えられる。

...

概念的枠組みを適用する際のその他の検討事項

バイアス

120.12 A1 意識的な、又は無意識のバイアスは、基本原則の遵守に対する阻害要因の識別、評価及び対処の際における職業的専門家としての判断の行使に影響を及ぼす。

120.12 A2 職業的専門家としての判断を行使する際に認識すべきバイアスの例には、次のものが含まれる。

- アンカリングバイアス：最初に得た情報をアンカー（錨）として使用することで、その後の情報の評価が歪められる傾向
- オートメーションバイアス：自動システムから生成されたアウトプットの信頼性又は目的適合性について、人間の論理的思考又は矛盾する情報によって疑問が提起された場合であっても、自動システムのアウトプットを選好する傾向
- 利用可能性バイアス：最初に思い浮かぶ、又は想起しやすい事象又は経験をその他の事象又は経験よりも重視する傾向
- 確証バイアス：既存の考えを証明する情報を、その考えに反する情報又はその考えに疑問を呈する情報よりも重視する傾向
- 集団思考：複数の個人で構成される集団が個人の創造性と責任を抑制し、その結果として論理的思考又は代替案の検討がなされることなく決定が下される傾向
- 自信過剰バイアス：正確なリスク評価又はその他の判断や決定を行う自らの能力を過大評価する傾向

- 代表性バイアス：代表的とみなされる経験、事象又は考え方のパターンに基づき物事を理解する傾向
- 選択的知覚：その人の期待が特定の事項又は人に対する見方に影響する傾向

120.12 A3 バイアスの影響を軽減する可能性がある行動には、次の行動が含まれる。

- 追加的な情報を得るために、専門家に助言を求める。
- 評価プロセスの一環として、適切なチャレンジを確保するために、他者に相談する。
- 職業的専門家としての能力開発の一環として、バイアスの識別に関する研修を受ける。

組織文化

120.13 A1 職業会計士による概念的枠組みの効果的な適用は、所属する組織内の組織文化を通して、本倫理規程が定める基本原則及びその他の規定に整合する倫理的価値観の重要性が促進されることで強化される。

120.13 A2 組織内の倫理的行動を重視する文化は、次の状況において最も効果的に促進される。

- (a) リーダー層が組織の倫理的価値観の重要性を促進し、その価値観を実践する責任を自身及び他者に課している。
- (b) 倫理的行動を重視する文化を促進するための適切な教育及び研修プログラム、管理プロセス並びに業績評価及び報酬規程が整備されている。
- (c) 疑わしい場合を含め、違法又は非倫理的な行動を報告することを推奨し、内部告発者を含む報告者を守るための効果的な方針及び手続が整備されている。
- (d) 第三者とやり取りする際に組織が倫理的価値観を守っている。

120.13 A3 職業会計士には、次の事項が期待される。

- (a) 自らの立場と年功を考慮して、倫理的行動を重視する文化を組織内で推奨し、促進すること。
- (b) 会計事務所等又は所属する組織が、職業上又はビジネス上の関係を有する個人及び組織との取引において、倫理的な行動を示すこと。

...

パート 2 – 組織所属の職業会計士

セクション 200

概念的枠組みの適用 – 組織所属の職業会計士

…

要求事項及び適用指針

一般的規定

R200.5 職業会計士は、セクション 110 で規定されている基本原則を遵守するとともに、基本原則の遵守に対する阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション 120 で規定されている概念的枠組みを適用しなければならない。

200.5 A1 職業会計士には、所属する組織の正当な目的のために働くという責任も課されている。本倫理規程は、職業会計士がこの責任を果たすことを妨げようとするものではなく、基本原則の遵守を阻害する可能性のある状況に対処するものである。

200.5 A2 所属する組織の目標及び目的を適法に達成するため、職業会計士が、虚偽又は誤解を招かないように陳述を行う限り、所属する組織の立場を守ることは、通常は擁護という阻害要因を生じさせない。

200.5 A3 職業会計士の組織内での職位が上位であればあるほど、情報にアクセスする能力並びに方針の策定や所属する組織の者による意思決定及び行動に与える影響力は大きく、また、その機会も多い。職業会計士は、第 120.13 A3 項に従い、可能な範囲で、所属する組織における役割や職位を踏まえながら、組織内で倫理的行動を重視する文化を推奨し、促進すること、及び、職業会計士又は所属する組織が職業的専門家としての関係又はビジネス上の関係を有する個人及び事業体との取引において、倫理的な行動を示すことが期待される。実施し得る対応策の例には、次の導入、実施及び監視が含まれる。

- 倫理教育及び訓練プログラム
- 倫理的行動を重視する文化を促進するための組織のプロセス並びに業績評価及び報酬規準
- 倫理に関する方針及び内部通報制度
- 違法行為を防ぐために設計された方針及び手続

阻害要因の識別

200.6 A1 基本原則の遵守を阻害する要因は、広範囲な事実及び状況によって生じる可能性がある。阻害要因の種類は、第 120.6 A3 項に記載されている。次の事項は、職業会計士が専門業務を引き受ける際に阻害要因が生じる可能性のある事実及び状況を阻害要因の種類ごとに示した例である。

(a) 自己利益という阻害要因

- 職業会計士が、所属する組織に対して金銭的利益を有するか、又は所属する組織からローン若しくは保証を受けること。
- 職業会計士が、所属する組織の利益連動型報酬制度に参加すること。
- 職業会計士が、法人資産を個人目的で利用できること。
- 職業会計士が、所属する組織の供給業者から贈答又は特別待遇を受けること。

(b) 自己レビューという阻害要因

- 職業会計士が、実現可能性を調査し、買収を決定した後、企業結合の適切な会計処理を決定すること。
- (c) 擁護という阻害要因
- 職業会計士が、有利な資金提供を得るために、目論見書における情報を操作する機会を有すること。
- (d) 馴れ合いという阻害要因
- 職業会計士の所属する組織に雇用されている職業会計士の家族又は近親者が、所属する組織の財務報告に影響を与える意思決定を行い、職業会計士が当該財務報告に責任を負うこと。
 - 職業会計士が、事業上の意思決定に影響力のある個人と長年にわたって関係を持つこと。
- (e) 不当なプレッシャーという阻害要因
- 職業会計士又はその家族若しくは近親者が、次に関する意見の相違を理由に解雇されたり、配置転換されたりするおそれがあること。
 - 会計基準の適用
 - 財務情報の開示方法
 - ある個人から、契約の締結や会計基準の適用等に関する意思決定プロセスに影響を及ぼそうとするプレッシャーを受けること。

テクノロジーの利用に伴う阻害要因の識別

200.6 A2 次の事項は、職業会計士が専門業務を実施する際に、テクノロジーの利用に関連し、阻害要因が生じる可能性のある事実及び状況の例である。

- 自己利益という阻害要因
 - 利用可能なデータが、テクノロジーを効果的に利用するためには十分でない可能性がある。
 - 利用するテクノロジーが、その目的に照らして適切でない可能性がある。
 - 職業会計士が、テクノロジーを利用したり、意図された目的に照らして当該テクノロジーの適切性を説明するに当たって、十分な情報及び専門知識を有していない可能性又は十分な理解を有する専門家にアクセスできない可能性がある。

(参照：第 230.2 項)

- 自己レビューという阻害要因
 - テクノロジーが、職業会計士又は所属する組織の専門知識、能力又は判断を用いて設計又は開発されたものである。

...

阻害要因の評価

200.7 A1 第 120.6 A1 項及び第 120.8 A2 項に規定された条件、方針及び手続は、基本原則の遵守に対する阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかの評価に影響を与える可能性がある。

200.7 A2 阻害要因の水準に対する職業会計士の評価は、専門業務の内容及び範囲によっても影響を受ける。

200.7 A3 阻害要因の水準に対する職業会計士の評価は、所属する組織の業務環境及び経営環境によって影響を受ける可能性がある。例えば、次のものがある。

- 倫理に沿った行動をとることの重要性を強調する風土を醸成すること、及び従業員に対する倫理観のある行為を期待すること。
- 倫理に関する問題が身近で発生した場合に、報復を恐れずに経営の上層部に相談できるよう、従業員を支援し、促す方針及び手続を定めていること。
- 従業員の倫理観のある適切な行動を促し、それをモニタリングする方針及び手続が整備されていること。
- 組織内の監視システム又はその他の監視体制及び強固な内部統制が整備されていること。
- 有能で高い倫理観を持った人材を雇用することを重視すること。
- 方針及び手続（それらの変更も含む。）を全従業員に対して適時に伝達し、その方針及び手続についての適切な研修と教育を行うこと。
- 倫理及び行動に関する規範があること。

200.7 A4 テクノロジーの利用に関連する阻害要因の水準に関する職業会計士の評価も、所属する組織の業務環境及び経営環境に影響される可能性がある。例えば、次のような場合である。

- テクノロジーに対する組織内の監視と内部統制の水準
- 第三者によって実施されるテクノロジーの品質と機能性の評価
- 関連する全ての従業員が、テクノロジーを利用し、意図された目的に照らして当該適切性を十分に理解し、説明できる職業的専門家としての能力を獲得し、維持するために、定期的に提供される研修

...

セクション 220

情報の作成及び提供

...

要求事項及び適用指針

...

他者の作業の利用

R220.7 職業会計士は、所属する組織の内部か外部か、又は他の組織かを問わず、他者の作業を利用しようとする場合、**R220.4** 項に規定された責任を果たすために、適切な措置があるときには、当該措置を検討するに当たり、職業的専門家としての判断を行使しなければならない。

220.7 A1 職業会計士が他者の作業を利用する場合に検討する要因には、次のものが含まれる。

- 当該個人又は組織の評判、専門知識及び当該個人又は組織として利用可能なリソース
- 当該個人に対して適用される職務及び職業倫理の基準があるかどうか。

そのような情報は、当該個人若しくは組織との過去の関係又は当該個人若しくは組織に関する他者への相談から得られる可能性がある。

テクノロジーのアウトプットの利用

R220.8 職業会計士は、テクノロジーのアウトプットを利用しようとする場合、当該テクノロジーが内部で開発されたものであるか、第三者から提供されたものであるかを問わず、**R220.4** 項に定める責任を果たすために必要なときには、講じるべき適切な措置を検討するに当たり、職業的専門家としての判断を行使しなければならない。

220.8 A1 職業会計士が、テクノロジーのアウトプットを利用しようとする場合に考慮すべき要因には、次のものが含まれる。

- テクノロジーが実行する活動の内容
- 想定されるテクノロジーのアウトプットの利用又は依拠の程度
- 職業会計士が、テクノロジーを利用する能力及び意図された目的に照らして当該テクノロジーの適切性を理解し、説明する能力を有しているか、又はそのような能力を有する専門家にアクセスすることができるかどうか。
- 利用するテクノロジーが、意図された目的に照らして適切にテスト及び評価されているかどうか。
- 当該テクノロジーに関する過去の経験及び特定の目的に対するその利用が、一般に広く認められているかどうか。
- テクノロジーの設計、開発、導入、運用、保守、監視、更新又はアップグレードに関する所属する組織の管理体制
- テクノロジーへのユーザーアクセスを承認し、その利用を監視する手順を含む、テクノロジーの利用に関連する統制
- データ及び関連する意思決定を含むテクノロジーへのインプット、及びテクノロジーを利用する過程で個人が行った意思決定の適切性

...

その他の検討事項

220.11 A1 情報の作成又は提供に関連する基本原則の遵守に対する阻害要因が、財務報告及び意思決定に連動する報酬やインセンティブを含む金銭的利益から生じている場合、セクション 240 で規定されている要求事項及び適用指針が適用される。

220.11 A2 誤解を生じさせる情報が違法行為に関連する可能性がある場合、セクション 260 で規定されている要求事項及び適用指針が適用される。

220.11 A3 情報の作成又は提供に関する基本原則の遵守に対する阻害要因がプレッシャーから生じている場合、セクション 270 で規定されている要求事項及び適用指針が適用される。

220.11 A4 職業会計士が他人の業務やテクノロジーの成果の利用を検討している場合、その利用が適切かどうかを判断するために必要な要因に関連する情報を、職業会計士が所属する組織内で入手できる立場にあるかどうかを考慮される。

...

セクション 260

違法行為への対応

...

要求事項及び適用指針

...

上級の職にある組織所属の職業会計士の責任

...

追加的な対応の必要性の判断

...

当該事項を適切な規制当局に報告するかどうかの判断

R260.21 上級職の職業会計士は、適切な規制当局への問題の報告が適切な対応策であると状況に応じて判断した場合、R114.31 項(d)に基づき当該報告を行うことができる。このような報告を行う場合、職業会計士は、誠実に行動し、陳述や主張を行う際に注意を払うものとする。

急迫な違反

R260.22 例外的な状況において、上級職の職業会計士は、投資家、債権者、従業員又は公共に重大な損害を与える法令等の切迫した違反が生じると信じるに足る実際の又は意図する行為に気づく可能性がある。職業会計士は、まず、当該問題を経営者又は所属する組織のガバナンスに責任を有する者と話し合うことが適切か否かを検討した後、職業的専門家としての判断を行い、そのような急迫な違反の発生を防止又は軽減するために、当該問題を直ちに適切な規制当局に報告するか否かを決定しなければならない。報告する場合、当該報告は、R114.3(d)項に基づき許可される。

...

上級の職以外の組織所属の職業会計士の責任

R260.26 例外的な状況において、職業会計士は、適切な規制当局に問題を報告することが適切な対応策であると判断することができる。職業会計士が第 260.20 A2 項及び A3 項に基づきそのように判断した場合、当該報告は R114.31 項(d)に基づき許可される。このような報告を行う場合、職業会計士は、誠実に行動し、陳述や主張を行う際に注意を払わなければならない。

...

パート3 会計事務所等所属の職業会計士

セクション 300

概念的枠組みの適用 — 会計事務所等所属の職業会計士

…

要求事項及び適用指針

一般的規定

R300.4 職業会計士は、セクション 110 で規定されている基本原則を遵守するとともに、基本原則の遵守に対する阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション 120 で規定されている概念的枠組みを適用しなければならない。

R300.5 職業会計士は、倫理的な問題を取り扱う際、当該問題が生じる、又は生じる可能性のある文脈を検討しなければならない。会計事務所等所属の職業会計士個人が、業務委託契約者、従業者又は所有者等の会計事務所等における身分や役職等にかかわらず、その会計事務所等との関係に従って専門業務を実施している場合、当該個人はこれらの状況に適用されるパート2の規定を遵守しなければならない。

300.5 A1 パート2の規定が職業会計士に適用される状況の例には、次のものが含まれる。

- 職業会計士が、当該会計事務所等が利用する納入業者を選定する権限を有しており、職業会計士の家族が当該取引から金銭的利益を得る可能性があることにより利益相反に直面する場合、セクション 210 で規定されている要求事項及び適用指針が適用される。
- 自らの依頼人又は会計事務所等に関する財務情報を作成又は提供する場合、セクション 220 で規定されている要求事項及び適用指針が適用される。
- 会計事務所等が利用する供給業者からスポーツイベントの優待チケットを定期的に提供されるなどの勧誘を受ける場合、セクション 250 で規定されている要求事項及び適用指針が適用される。
- 業務執行責任者から、依頼人の業務に関して不正確なチャージ時間を報告するようプレッシャーを受ける場合、セクション 270 で規定されている要求事項及び適用指針が適用される。

300.5 A2 職業会計士の会計事務所内での職位が上位であればあるほど、情報にアクセスする能力並びに方針の策定や所属する会計事務所等内の他の者による意思決定及び行動に与える影響は大きく、またその機会も多い。組織所属の職業会計士は、第 120.13 A3 項に従い、可能な範囲で、会計事務所等内における役割や地位を踏まえながら、会計事務所等内で倫理的行動を重視する文化を推奨し、促進すること、及び、職業会計士又は会計事務所等が職業的専門家としての関係又はビジネス上の関係を有する個人及び事業体との取引において、倫理的な行動を示すことが期待される。実施し得る対応策の例としては、次の導入、実施及び監視が含まれる。

- 倫理教育及び研修プログラム
- 倫理的行動を重視する文化を促進する会計事務所等のプロセス、業績評価及び報酬基準
- 倫理に関する方針及び内部通報に関する制度
- 違法行為を防ぐために設計された方針及び手続

障害要因の識別

300.6 A1 基本原則の遵守を障害する要因は、広範囲な事実及び状況によって生じる可能性がある。障害要因の種類は、第 120.6 A3 項に記載されている。次の事項は、職業会計士が専門業務を引き受ける際に障害要因が生じる可能性のある事実及び状況を障害要因の種類ごとに示した例である。

(a) 自己利益という障害要因

- 職業会計士が、依頼人に対して直接的な金銭的利益を有すること。
- 職業会計士が、業務を受注するために低い報酬見積額を提示する場合であって、その報酬が余りに低額であるため、その価格では適用される技術的及び職業的専門家としての基準に従って専門業務を実施することが困難である可能性があること。
- 職業会計士が依頼人との間で密接なビジネス上の関係を有していること。
- 職業会計士が秘密情報へのアクセス権を有しており、それを個人的な利益のために利用し得ること。
- 職業会計士が、所属する会計事務所等の構成員が以前に行った専門業務の結果を評価した際に重大な誤りを発見したこと。

(b) 自己レビューという障害要因

- 職業会計士が、財務システムを導入した後にシステムの運用効果について保証報告書を発行すること。
- 職業会計士が、保証業務の主題となる記録の元になる原始データを作成すること。

(c) 擁護という障害要因

- 職業会計士が、依頼人の持分又は株式の販売促進等を行うこと。
- 職業会計士が、第三者との間に訴訟や紛争を抱えた依頼人を擁護すること。
- 職業会計士が、依頼人に代わって立法を支持するロビー活動を行うこと。

(d) 馴れ合いという障害要因

- 職業会計士の家族又は近親者が、依頼人の役員又はこれに準ずる者であること。
- 依頼人の役員、これに準ずる者又は業務の主題に重要な影響力を及ぼす職位の従業員が、最近まで当該依頼人に提供していた業務の業務執行責任者を務めていたこと。
- 監査業務チームの構成員が、当該監査業務に長期にわたって関係を持つこと。

(e) 不当なプレッシャーという障害要因

- 職業会計士が、専門的事項に関する意見の相違を理由に依頼人から契約解除のプレッシャーを受ける、又は会計事務所等からの退職を迫られること。
- 依頼人が、特定の事項についてより高い専門知識を持っているために、職業会計士がその判断に同意せざるを得ないというプレッシャーを感じていること。
- 職業会計士が、不適切な会計処理に同意しなければ、予定された昇進が行われないと通告を受けていること。

- 職業会計士が依頼人から重大な贈答を受け取り、当該贈答を受け取ったことを公表すると脅迫されること。

テクノロジーの利用に伴う阻害要因の識別

300.6 A2 次の事項は、職業会計士が専門業務を実施する際に、テクノロジーの利用に関連し、阻害要因が生じる可能性のある事実及び状況の例である。

- 自己利益という阻害要因
 - 利用可能なデータが、テクノロジーを効果的に利用するには十分でない可能性がある。
 - 利用するテクノロジーが、その目的に照らして適切ではない可能性がある。
 - 職業会計士が、テクノロジーを利用したり、意図された目的に照らして当該テクノロジーの適切性を説明するに当たって、十分な情報及び専門知識を有していない可能性又は十分な理解を有する専門家にアクセスできない可能性がある。

(参照：第 230.2 項)

- 自己レビューという阻害要因
 - 利用するテクノロジーが、職業会計士又は会計事務所等の専門知識や能力又は判断を用いて設計又は開発されたものである。

...

阻害要因の評価

300.7 A1 第 120.6 A1 項及び第 120.8 A2 項に規定された条件、方針及び手続は、基本原則の遵守に対する阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかの評価に影響を与える可能性がある。そのような条件、方針及び手続は、次の事項に関連している可能性がある。

- (a) 依頼人及びその経営環境
- (b) 会計事務所等及びその経営環境

300.7 A2 阻害要因の水準に対する職業会計士の評価は、専門業務の内容及び範囲によっても影響を受ける。

依頼人及びその経営環境

300.7 A3 阻害要因の水準に対する職業会計士の評価は、依頼人が次のいずれであるかによって影響を受ける可能性がある。

- (a) 監査業務の依頼人であるかどうか、及びその監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体であるかどうか。
- (b) 監査業務以外の保証業務の依頼人であるかどうか。
- (c) 非保証業務の依頼人であるかどうか。

例えば、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に非保証業務を提供することは、当該監査に関して、客観性の原則の遵守に対する阻害要因の水準を上昇させることにつながると認識される可能性がある。

- 300.7 A4 依頼人のリーダーシップを含む企業統治の構造が、基本原則の遵守を促進する可能性がある。そのため、阻害要因の水準に対する職業会計士の評価は、依頼人の経営環境によっても影響を受ける可能性がある。例えば、次のものがある。
- 依頼人が、会計事務所等を選任して業務を実施させる際、経営者以外の適切な者がその選任を許可又は承認すること。
 - 管理上の判断について経験を積んだ有能な従業員が、依頼人の組織内に存在すること。
 - 依頼人が、非保証業務の入札を行う際に、客観的な選択を促進するための内部手続を設けていること。
 - 依頼人が、コーポレート・ガバナンスの仕組みを持っており、会計事務所等の業務を適切に監視し、会計事務所等とコミュニケーションを行っていること。

会計事務所等及びその経営環境

- 300.7 A5 阻害要因の水準に対する職業会計士の評価は、所属する会計事務所等の業務環境及び経営環境によって影響を受ける可能性がある。例えば、次のものがある。
- 基本原則の遵守を促進し、保証業務チームの構成員に対し公共の利益に沿った行動を期待する会計事務所等の風土の醸成
 - 全ての職員による基本原則の遵守を確立し、監視するための方針又は手続
 - 基本原則の遵守を促進する報酬、業績評価及び懲戒に関する方針及び手続
 - 特定の依頼人から得る報酬への依存の管理
 - 業務執行責任者が、会計事務所等内において、依頼人に対する業務の契約の締結又は提供に関する決定等、基本原則の遵守に関する決定の権限を有していること。
 - 教育、研修及び経験に関する要求事項
 - 内部及び外部からの通報等に対処するプロセス
- 300.7 A6 テクノロジーの利用に関連する阻害要因の水準に対する職業会計士の評価も、会計事務所等の業務環境及び経営環境に影響される可能性がある。例えば、次のようなものがある。
- テクノロジーに対する会計事務所等の監視や内部統制の水準
 - 第三者によって実施されるテクノロジーの品質と機能性の評価
 - 関連する全ての従業員が、テクノロジーを利用し、意図された目的に照らしてその適切性を十分に理解し、説明できる専門的能力を獲得し、維持するために、定期的に提供される研修

新たな情報又は事実及び状況の変化に関する検討

- 300.7 A7 新たな情報又は事実及び状況の変化は、次のいずれかの可能性がある。
- (a) 阻害要因の水準に影響を与える。
 - (b) 適用されているセーフガードが、識別された阻害要因に対処する上で引き続き適切かどうかについて職業会計士が下す結論に影響を与える。

これらの状況において、既にセーフガードとして講じられた対応策は、阻害要因への対処において、もはや有効ではない可能性がある。そのため、概念的枠組みの適用におい

ては、職業会計士が、適宜、阻害要因を再評価し、対処することを求めている。（参照：R120.9 項及び R120.10 項）

300.7 A8 阻害要因の水準に影響を与える可能性がある新たな情報又は事実及び状況の変化の例には、次のものが含まれる。

- 専門業務の範囲が拡大された場合
- 依頼人が上場した場合又は他の事業単位を取得した場合
- 会計事務所等が他の会計事務所等と合併した場合
- 二者の依頼人が共同で職業会計士と業務契約を締結しており、これらの二者の間に紛争が生じた場合
- 職業会計士個人又は家族の関係に変化があった場合

...

セクション 320

専門業務の受任

...

要求事項及び適用指針

...

専門家の作業の利用

R320.10 職業会計士は、専門業務を実施する過程で専門家の作業を利用しようとする場合、当該利用が意図された目的に照らして適切であるかどうかを検討しなければならない。

320.10 A1 職業会計士が専門家の作業を利用しようとする場合に検討する要因には、次のものが含まれる。

- 専門家の評判、専門知識及び専門家が利用可能なリソース
- 当該専門家に対して適用される職務及び職業倫理の基準があるかどうか。

そのような情報は、当該専門家との過去の関係又は当該専門家に関する他者への相談から得られる場合がある。

テクノロジーのアウトプットの利用

R320.11 職業会計士は、専門業務を実施する過程でテクノロジーのアウトプットを利用しようとする場合、当該利用が意図された目的に照らして適切であるかどうかを検討しなければならない。

320.11 A1 職業会計士がテクノロジーのアウトプットを利用しようとする場合に考慮すべき要因には、次のものが含まれる。

- テクノロジーが実行する活動の内容
- 想定されるテクノロジーのアウトプットの利用又は依拠の程度
- 職業会計士が、テクノロジーを利用する能力及び意図された目的に照らして当該テクノロジーの適切性を理解し、説明する能力を有しているか、又はそのような能力を有する専門家にアクセスすることができるかどうか。
- 利用するテクノロジーが、意図された目的に対して適切にテスト及び評価されているかどうか。

- 当該テクノロジーに関する過去の経験及び特定の目的に対するその利用が、一般に広く認められているかどうか。
- テクノロジーの設計、開発、導入、運用、保守、監視、更新又はアップグレードに関する所属する組織の管理
- テクノロジーへのユーザーアクセスを承認し、その利用を監督する手順を含む、テクノロジーの利用に関連する統制
- データ及び関連する意思決定を含むテクノロジーへのインプットの適切性、及びテクノロジーを利用する過程で個人が行った意思決定の適切性

その他の検討事項

320.12 A1 職業会計士は、専門家の作業やテクノロジーのアウトプットの利用を検討している場合、その利用が適切かどうかを判断するために必要な要因に関連する情報を、会計事務所等内で当該職業会計士が入手できる立場にあるかどうかを検討する。

...

セクション 360

違法行為への対応

...

要求事項及び適用指針

...

財務諸表の監査

...

追加的な対応の必要性の判断

...

当該事項を適切な規制当局に報告するかどうかの判断

R360.26 職業会計士が、違法行為又はその疑いに対する適切な規制当局への報告がその状況においてとり得る適切な対応であると判断する場合、その報告は、R114.3 項に従って認められる。職業会計士は、そのような報告を行う場合、誠意を持って行動し、陳述及び主張を行う際には注意を払わなければならない。また、職業会計士は、当該事項を報告する前に、依頼人に対して自身の意図を通知することが適切かどうかを検討しなければならない。

急迫な違反

R360.27 例外的な状況において、職業会計士は、投資家、債権者、従業員又は社会一般に重大な損害をもたらすような、法令等に対する急迫な違反になると信じるに足る理由がある、実際の又は意図されている行為に気付く場合がある。職業会計士は、まず、事業体の経営者又はガバナンスに責任を有する者と協議することが適切かどうかを検討した上で、職業的専門家としての判断を行使し、そのような急迫な違反の影響を防止又は軽減するために当該事項を直ちに適切な規制当局に報告すべきかどうかを検討しなければならない。報告する場合、当該報告は R114.3 項に従って許可される。

...

財務諸表監査以外の専門業務

追加的な対応の必要性の判断

R360.37 職業会計士が、違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告することが、その状況において適切な対応策であると判断した場合、その報告は、本倫理規程の R114.3 項に基づき許可される。このような報告を行う場合、職業会計士は、誠実に行動し、陳述や主張を行う際に注意を払わなければならない。また、職業会計士は、報告する前に依頼人に職業会計士の意図を伝えることが適切であるかどうかを検討しなければならない。

急迫な違反

R360.38 例外的な状況において、職業会計士は、投資家、債権者、従業員又は社会一般に重大な損害をもたらすような、法令等に対する急迫な違反になると信じるに足る理由がある、実際の又は意図されている行為に気付く場合がある。職業会計士は、まず、事業体の経営者又はガバナンスに責任を有する者と協議することが適切かどうかを検討した上で、職業的専門家としての判断を行使し、そのような急迫な違反の影響を防止又は軽減するために、当該事項を直ちに適切な規制当局に報告すべきかどうかを検討しなければならない。報告する場合、その報告は、R114.1 項(d)に従って許可される。

...

国際独立性基準

(パート 4A 及び 4B)

パート 4A – 監査及びレビュー業務における独立性

セクション 400

監査及びレビュー業務における独立性に対する概念的枠組みの適用

...

要求事項及び適用指針

...

経営者の責任を担うことの禁止

R400.15 会計事務所等及びネットワーク・ファームは、監査業務の依頼人に対して、経営者の責任を担ってはならない。

400.15 A1 経営者は、人的資源、財務的資源、技術的資源、物的資源及び無形資源を取得し、利用し、管理することに関連した決定を行うこと等により、事業体を管理し、統率し、指揮することに責任を負っている。

400.15 A2 会計事務所等又はネットワーク・ファームが監査業務の依頼人に対して経営者の責任を担う場合、自己レビュー、自己利益及び馴れ合いという阻害要因が生じる。会計事務所等又はネットワーク・ファームは、経営者の責任を担うことにより、経営者の見解や利害に対して余りに緊密に同調することになるため、擁護という阻害要因も生じる可能性がある。

400.15 A3 ある活動が経営者の責任の範囲にあるか否かは、状況により異なり、その決定には、職業的専門家としての判断が必要である。例えば、経営者の責任に該当すると考えられる活動には、次のものが含まれる。

- 組織の方針及び戦略的指針を設定すること。
- 従業員を雇用し、又は解雇すること。
- 従業員の職務に関して業務を指示し、その責任を負うこと。
- 取引を承認すること。
- 銀行口座や投資を管理し、又は運営すること。
- 会計事務所等若しくはネットワーク・ファーム又はその他の第三者の助言のうち、いずれを実行すべきかを決定すること。
- 経営者に代わってガバナンスに責任を有する者に報告すること。
- 次のことに関する責任を負うこと。
 - 適用される財務報告の枠組みに従った財務諸表を作成し、適正に表示すること。
 - 内部統制を整備し、運用し、監視し、又は維持すること。

400.15 A4 R400.16 項への準拠を条件として、監査業務の依頼人の経営者が責任を果たすことを支援するために助言及び提言を行うことは、経営者の責任を担うことにはならない。監査業務の依頼人に対する助言及び提言の提供は、自己レビューという阻害要因を生じさせる可能性があり、セクション 600 で扱われている。

R400.16 会計事務所等は、監査業務の依頼人に対して、専門業務を提供する場合、依頼人の経営者が経営者の適切な責任に帰する全ての判断と決定を行っているかどうかを確認しなければならない。当該確認に当たっては、依頼人の経営者が、少なくとも次のような責任を果たしているかどうかを確かめることが含まれる。

- (a) 常に責任を持って意思決定を行い、かつ、業務を監視するための適切な能力、知識及び経験を有している者を経営者が指名すること。そのような者は、上級管理職が望ましく、次のことを理解している者とする。
 - (i) 当該業務の目的、内容及び結果
 - (ii) 依頼人及び会計事務所等又はネットワーク・ファームのそれぞれの責任

しかしながら、当該業務を実施又は再実施するための専門性を有することまでは要求されない。
- (b) 依頼人の目的のために行われる活動を監視し、その結果の適切性を評価する。
- (c) 活動の結果から生じる対応策（もしあれば）の責任を負う。

400.16 A1 監査業務の依頼人に専門業務を実施する際にテクノロジーを利用する場合、当該テクノロジーの内容や利用範囲にかかわらず、**R400.15** 項及び **R400.16** 項の要求事項が適用される。

...

セクション 520

ビジネス上の関係

...

要求事項及び適用指針

一般的規定

520.3 A1 本セクションでは、金銭的利益の「重要性」や、ビジネス上の関係の「重要性」について述べている。これらの金銭的利益が個人にとって重要であるかどうかは、当該個人及びその家族の保有する純資産の合計額を考慮することが認められる。

520.3 A2 取引関係又は共通の金銭的利益から生じる密接なビジネス上の関係には、例えば、次のものが含まれる。

- 依頼人、当該依頼人の支配的株主、役員若しくはこれに準ずる者、又は当該依頼人の主要な管理者の立場にあるその他の個人との合弁事業に対して金銭的利益を有する場合
- 会計事務所等又はネットワーク・ファームの一つ又は複数のサービスや製品を、依頼人の一つ又は複数のサービスや製品と組み合わせてパッケージを作り、パッケージに両当事者の名称を冠して販売するための契約又はそのような行為
- 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、依頼人の製品やサービスの販売業者、再販業者、流通業者又はマーケティング業者として機能する契約又はそのような行為。または、依頼人が、会計事務所等又はネットワーク・ファームの製品やサービスの販売業者、再販業者、流通業者又はマーケティング業者として機能するような契約又はそのような行為
- 会計事務所等又はネットワーク・ファームと依頼人が共同で製品又はソリューションを開発し、一方又は双方が第三者に販売又はライセンス供与する契約又はそのような行為

520.3 A3 事実と状況によっては、緊密なビジネス上の関係を生み出す可能性がある例として、会計事務所等が依頼人との間で製品又はソリューションのライセンスを供与する取決めがある。

…

商品又はサービスの購入

520.6 A1 会計事務所等、ネットワーク・ファーム又は監査業務チームの構成員若しくはその家族が、監査業務の依頼人から商品やサービスを購入する場合（テクノロジーのライセンス供与を含む。）、その取引が通常取引条件で対等の立場でなされるものである限り、通常、独立性に対する阻害要因は生じない。しかし、当該取引が自己利益という阻害要因を生じさせるような内容や金額である可能性もある。

520.6 A2 そのような自己利益という阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 当該取引を中止する、又は縮小すること。
- 当該構成員を監査業務チームから外すこと。

テクノロジーの提供、販売、再販又はライセンス供与

520.7 A1 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、次の者に対してテクノロジーを提供、販売、再販又はライセンス供与する場合、その事実及び状況に応じて、セクション 600 の要求事項及び適用指針が適用される。

- (a) 監査業務の依頼人
- (b) 当該テクノロジーを用いたサービスを、当該会計事務所等又はネットワーク・ファームの監査業務の依頼人に提供する事業者

…

セクション 600

監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供

はじめに

600.1 会計事務所等は、基本原則を遵守し、独立性を保持するとともに、独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション 120 で規定されている概念的枠組みを適用することが求められる。

600.2 会計事務所等及びネットワーク・ファームは、その技能及び専門知識に基づき、監査業務の依頼人に対して一連の非保証業務を提供する場合がある。監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供は、基本原則の遵守及び独立性に対する阻害要因を生じさせる可能性がある。

600.3 本セクションは、監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供する際における、独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処のための概念的枠組みの適用に関連する要求事項及び適用指針を定めている。本セクションに含まれるサブセクションでは、会計事務所等又はネットワーク・ファームが、監査業務の依頼人に対して特定の種類の非保証業務を提供する場合の具体的な要求事項及び適用指針を定めるとともに、提供の結果、生じる可能性のある阻害要因の種類を示している。

600.4 サブセクションの一部には、会計事務所等又はネットワーク・ファームが阻害要因を除去することができず、また、セーフガードを適用しても阻害要因を許容可能な水準にま

で軽減できないために、特定の業務を監査業務の依頼人に対して提供することを明確に禁止する要求事項が含まれる。

- 600.5 新しい商慣習、金融市場の進化及びテクノロジーの変化等により、会計事務所等及びネットワーク・ファームが、監査業務の依頼人に提供できる可能性がある非保証業務を全て挙げることは不可能である。概念的枠組み及び本セクションの一般的規定は、会計事務所等が、特定の要求事項及び適用指針のない非保証業務の提供を依頼人に提案する際に適用される。
- 600.6 本セクションの要求事項及び適用指針は、会計事務所等又はネットワーク・ファームが次の場合に適用される。
- (a) 監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供するために、テクノロジーを利用する場合
 - (b) 非保証業務の提供につながるテクノロジーの提供、販売、再販又はライセンス供与を次の者に対して行う場合
 - (i) 監査業務の依頼人
 - (ii) 当該テクノロジーを用いたサービスを、当該会計事務所等又はネットワーク・ファームの監査業務の依頼人に提供する事業者

...

要求事項及び適用指針

一般的規定

...

阻害要因の識別及び評価

全ての監査業務の依頼人

- 600.9 A1 会計事務所等又はネットワーク・ファームが監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供する際に生じる可能性のある阻害要因の種類に関する説明は、第 120.6 A3 項に規定されている。
- 600.9 A2 監査業務の依頼人に対し非保証業務を提供することにより生じる可能性のある様々な阻害要因の識別及びそのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。
- 業務の内容、範囲、想定される用途及び目的
 - 関与する者及びその所在地等、業務が提供される方法
 - 業務の提供頻度を含む、依頼人における業務への依存度
 - 業務が提供される法令等の環境
 - 依頼人が社会的影響度の高い事業者であるかどうか。
 - 提供する業務に関する依頼人の経営者及び従業員の専門知識の水準
 - 重要な判断事項の決定における依頼人の関与の程度（参照：R400.15 項から R400.16 項まで）
 - 業務の結果が、会計記録又は会計事務所等が意見を表明する財務諸表に反映される事項に影響を与えるかどうか、及び影響を与える場合には次の事項
 - 業務の結果が、財務諸表に重要な影響を与える範囲

- 財務諸表に反映される事項に関する適切な金額又は会計処理の判断に伴う主観性の程度
- 提供する業務が、次の事項の重要な部分を形成する情報を生成する依頼人のシステムに影響を与える場合、業務の内容及び範囲
 - 会計記録又は会計事務所等が意見を表明する財務諸表
 - 財務報告に係る内部統制
- 監査の過程で業務の結果に依拠する程度
- 非保証業務の提供に関する報酬

600.9 A3 サブセクション 601 から 610 までには、各サブセクションに定める非保証業務を提供することにより生じる独立性に対する阻害要因の識別及びそのような阻害要因の水準の評価に関連する追加的な事項が含まれる。

...

自己レビューという阻害要因

600.13 A1 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供する場合、会計事務所等が、自己又はネットワーク・ファームの作業を監査するリスクが生じ、それによって自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある。自己レビューという阻害要因は、非保証業務の一環として同じ会計事務所等又はネットワーク・ファームに所属する他の者が行った判断又は実施した活動の結果に、監査業務チームが監査上の判断を形成する際に依拠し、それらを会計事務所等又はネットワーク・ファームが適切に評価しない阻害要因である。

R600.14 会計事務所等又はネットワーク・ファームは、監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供する際、事前に、次の(1)及び(2)のリスクの有無を評価し、当該業務の提供により自己レビューという阻害要因が生じる可能性があるかどうかを判断しなければならない。

- (a) 業務の結果が、会計記録、財務報告に係る内部統制又は会計事務所等が意見を表明する財務諸表の一部を形成するか、又はそれらに影響を及ぼすことになるリスク
- (b) 会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査の過程において、当該会計事務所等又はネットワーク・ファームが当該業務の提供の際に行った判断又は実施した活動を、監査業務チームが評価し、又はそれらに依拠することになるリスク

監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合

600.15 A1 監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体である場合、利害関係者は、会計事務所等の独立性に関して一層高い期待を寄せている。そのため、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供により生じる自己レビューという阻害要因の評価には、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストが利用される。

600.15 A2 社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供により自己レビューという阻害要因が生じる場合、その阻害要因は除去することができず、また、セーフガードを適用しても阻害要因を許容可能な水準にまで軽減することはできない。

自己レビューという阻害要因

R600.16 会計事務所等又はネットワーク・ファームは、非保証業務の提供により、会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査に関して自己レビューという阻害要因が生じる可能性

がある場合、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対して、当該業務を提供してはならない（参照：第 600.13 A1 項及び R600.14 項）。

…

サブセクション 601 — 会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務

はじめに

601.1 監査業務の依頼人に対して会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務を提供する場合の概念的枠組みの適用には、本サブセクションの具体的な要求事項及び適用指針に加えて、第 600.1 項から第 600.27 A1 項までの要求事項及び適用指針が関連する。

…

要求事項及び適用指針

…

監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体ではない場合

R601.5 会計事務所等又はネットワーク・ファームは、次のいずれも満たす場合を除き、社会的影響度の高い事業体ではない監査業務の依頼人に対して、会計事務所等が意見を表明する財務諸表の作成又は財務諸表の基礎となる財務情報の作成を含む、会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務を提供してはならない。

- (a) 定型的又は機械的な内容の業務であること。
- (b) 会計事務所等が、許容可能な水準にない阻害要因に対処できていること。

601.5 A1 定型的又は機械的な内容の会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務とは、次のいずれも満たすものである。

- (a) 関連して必要とされる可能性のある全ての判断又は決定を依頼人が行っている情報、データ又は資料を対象とする業務であること。
- (b) 職業的専門家としての判断をほとんど必要としない業務であること。

601.5 A2 会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務は、手作業で行われる場合もあれば、自動化されている場合もある。自動化された業務が定型的又は機械的かを判断する際、考慮すべき要因には、テクノロジーによって実行される活動及びそのアウトプット、並びに、そのテクノロジーが、会計事務所等又はネットワーク・ファームの専門知識や判断に基づく、又はそれを必要とする自動化された業務を提供するか否かが含まれる。

601.5 A3 手作業又は自動化されているかどうかにかかわらず、定型的又は機械的のみなされる可能性のある業務には、例えば、次のものが含まれる。

- 依頼人による承認と支払のために、依頼人が作成したデータに基づいて給与の計算又は報告書を作成すること。
- 依頼人が該当する勘定科目分類を決定すること、又は承認することを前提に、公共料金のように、基礎資料又は原始データから容易に金額が決定できる経常的取引を記録すること。
- 依頼人が、会計方針の決定並びに耐用年数及び残存価額の見積りを行うことを前提に、固定資産の減価償却費を計算すること。
- 依頼人によりコードに紐付けられた取引を総勘定元帳に転記すること。
- 依頼人が承認した勘定記入を試算表に転記すること。

- 依頼人が承認した試算表の情報に基づき財務諸表を作成すること、及び依頼人が承認した記録に基づき関連する注記を作成すること。

会計事務所等及びネットワーク・ファームは、社会的影響度の高い事業体ではない監査業務の依頼人に対してこのような業務を提供することが認められるが、それは、当該会計事務所等又はネットワーク・ファームが、当該業務に関連して経営者の責任を担わないことを求める R400.14 項及び R601.5 項(b)の要求事項を遵守している場合に限られる。

601.5 A4 監査業務の依頼人に定型的又は機械的な内容の会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務を提供することで生じる自己レビューという阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 監査業務チームの構成員ではない専門家を利用して、当該非保証業務を実施すること。
- 当該非保証業務に関与しなかった適切なレビューアーに、実施した監査作業又は当該非保証業務をレビューさせること。

…

サブセクション 606 – 情報システムに関する業務

はじめに

606.1 監査業務の依頼人に対して情報システムに関する業務を提供する場合の概念的枠組みの適用には、本サブセクションの具体的な要求事項及び適用指針に加えて、第 600.1 項から第 600.27 A1 項までの要求事項及び適用指針が関連する。

要求事項及び適用指針

業務の説明

606.2 A1 情報システムに関する業務は、次のような広範な業務を含む。

- 情報システムのハードウェア又はソフトウェアの設計又は開発
- インストール、コンフィグレーション、インターフェース、カスタマイズを含む、情報システムの導入
- 情報システムの運用、保守、監視、更新又はアップグレード
- データの取得若しくは保存、又はデータのホスティングの（直接的又は間接的）管理

606.2 A2 情報システムは、次のいずれかを行うことが考えられる。

- (a) 原始データの統合
- (b) 財務報告に係る内部統制の一部の形成
- (c) 関連する開示を含む、会計帳簿や財務諸表に反映する情報の生成

情報システムは、監査業務の依頼人の会計記録、財務報告に係る内部統制又は財務諸表と関連しない事項を含む可能性もある。

情報システムに関する業務を提供する際に経営者の責任を担うリスク

R606.3 R400.15 項は、会計事務所等又はネットワーク・ファームが経営者の責任を担うことを禁止している。会計事務所等又はネットワーク・ファームは、監査業務の依頼人に情報システムに関する業務を提供する場合、次の事項を確認しなければならない。

- (a) 依頼人が、内部統制システムの構築及び監視の責任を自ら負っていることを認識していること。
- (b) 依頼人が、有能で適任と考えられる個人（又は複数の個人）（上級管理職が望ましい。）を通じて、情報システムの設計、開発、導入、運用、保守、監視、更新又はアップグレードに関する、経営者に固有の責任である全ての経営上の意思決定を行うこと。
- (c) 依頼人が、情報システムの設計、開発、導入、運用、保守、監視、更新又はアップグレードの妥当性及び結果を評価すること。
- (d) 依頼人が、情報システムの運用、及び情報システムが生成し利用するデータに責任を負うこと。

606.3 A1 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、経営者の責任を担うことになる情報システムに関する業務の例には、次のものが含まれる。

- 監査業務の依頼人に代わり、データを保存したり、データのホスティングを（直接的又は間接的に）管理する業務。このような業務には次のものが含まれる。
 - 監査業務の依頼人の財務情報システム又は非財務情報システムへの唯一のアクセスとして機能すること。
 - 完全性を担保するような形で、監査業務の依頼人のデータ又は記録を保護又は保管すること。
 - 監査業務の依頼人のデータ又はその記録に対して、事業継続又は災害復旧機能などの電子的なセキュリティ又はバックアップ・サービスを提供すること。
- 監査業務の依頼人の情報システム、ネットワーク又はウェブサイトを運用、維持又は監視する業務

606.3 A2 監査の過程で監査業務の依頼人が提供するデータ、又は当該依頼人に対して許容される業務の提供を可能にするために提供するデータの収集、受領、送信及び保持は、経営者の責任を担うことにはならない。

情報システムに関する業務の提供から生じる潜在的な阻害要因

全ての監査業務の依頼人

606.4 A1 監査業務の依頼人に対する情報システムに関する業務の提供は、当該業務の結果が、会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査に影響を与えることになるリスクがある場合、自己レビューという阻害要因を生じさせる可能性がある。

606.4 A2 監査業務の依頼人に情報システムに関する業務を提供することにより生じる自己レビューという阻害要因の識別及びそのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 業務の内容
- 依頼人の情報システムの内容及び当該情報システムに関する業務が依頼人の会計記録、財務報告に係る内部統制又は財務諸表に影響を与える、又は相互に関係する範囲
- 監査の過程で特定の情報システムに依拠する程度

社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対する自己レビューという阻害要因が識別された場合、R606.6 項が適用される。

606.4 A3 情報システムが、監査業務の依頼人の会計記録又は財務報告に係る内部統制システムの一部を構成し、又はそれらに影響を及ぼす場合に、自己レビューという阻害要因が生じる業務の例には、次のものが含まれる。

- サイバーセキュリティに関連するものを含む、情報システムの設計、開発、導入、運用、維持、監視、更新又はアップグレード
- ネットワークやソフトウェアアプリケーションを含む、監査業務の依頼人の情報システムをサポートすること。
- 会計事務所等やネットワーク・ファームが開発したか否かにかかわらず、会計又は財務情報報告ソフトウェアを導入すること。

監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体ではない場合

606.5 A1 社会的影響度の高い事業体ではない監査業務の依頼人に対して、情報システムに関する業務を提供することにより生じる自己レビューという阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、監査業務チームの構成員ではない専門家を利用して、当該非保証業務を実施することがある。

監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合

R606.6 会計事務所等又はネットワーク・ファームは、情報システムに関する業務の提供により自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある場合、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対して、当該業務を提供してはならない（参照：R600.14 項及び R600.16 項）。

...

パート 4B – 監査及びレビュー業務以外の保証業務における独立性

セクション 900

監査及びレビュー業務以外の保証業務における独立性に対する概念的枠組みの適用はじめに

一般的規定

900.1 本パートは、監査及びレビュー業務以外の保証業務に適用される。そのような業務の例には、次のものが含まれる。

- 事業体の主要な業績指標に関する保証
- 事業体の法令等の遵守に関する保証
- 何らかのパフォーマンス指標、例えば、公的セクターによる金額に見合った価値（バリュー・フォー・マネー）の達成に関する保証
- 事業体の内部統制システムの有効性に関する保証
- 事業体の非財務情報、例えば、温室効果ガス報告を含む、環境、社会及びガバナンスの開示に関する保証
- 財務諸表の構成要素、勘定又はその他の項目に関する監査

...

要求事項及び適用指針

...

経営者の責任を担うことの禁止

- R900.13** 会計事務所等は、提供する保証業務の主題（主題情報の提示を受ける保証業務の場合には、主題及び主題情報）に関して、経営者の責任を担ってはならない。会計事務所等は、保証業務の依頼人に当該保証業務以外の業務を提供し、その一環として経営者の責任を担う場合、提供する保証業務の主題（主題情報の提示を受ける保証業務の場合には、主題及び主題情報）に関連しないようにしなければならない。
- 900.13 A1** 経営者は、人的資源、財務的資源、技術的資源、物的資源及び無形資源を取得し、利用し、管理することに関連した決定を行うこと等により、事業体を管理し、統率し、指揮することに責任を負っている。
- 900.13 A2** 会計事務所等が、提供する保証業務の主題（主題情報の提示を受ける保証業務の場合には、主題及び主題情報）に関して経営者の責任を担う場合、自己レビュー、自己利益及び馴れ合いという阻害要因が生じる。会計事務所等は、経営者の責任を担うことにより、経営者の見解や利害に対して余りに緊密に同調することになるため、擁護という阻害要因も生じる可能性がある。
- 900.13 A3** ある活動が経営者の責任の範囲にあるか否かは、状況により異なり、その決定には、職業的専門家としての判断が必要である。例えば、経営者の責任を担うと見なされる活動には、次のものが含まれる。
- 組織の方針及び戦略の方針を設定すること。
 - 従業員を雇用し、又は解雇すること。
 - 従業員の職務に関して業務を指示し、その責任を負うこと。
 - 取引を承認すること。
 - 銀行口座や投資を管理し、又は運用すること。
 - 会計事務所等又はその他の第三者からの助言のうち、いずれを実行すべきかを決定すること。
 - 経営者に代わってガバナンスに責任を有する者に報告すること。
 - 内部統制を整備し、運用し、監視し、及び維持する責任を負うこと。
- 900.13 A4** 会計事務所等が、保証業務の主題（主題情報の提示を受ける保証業務の場合には、主題及び主題情報）に関して経営者の責任を担うことになる情報システムに関する業務の例には、次のものが含まれる。
- 主題又は主題情報に関するデータを保存したり、データのホスティングを（直接的又は間接的に）管理する業務。このような業務には次のものが含まれる。
 - 主題又は主題情報に関するデータ又は記録への唯一のアクセスとして機能すること。
 - 完全性を担保する形で、主題又は主題情報に関する依頼人のデータ又は記録の保管を行うこと。
 - 主題又は主題情報に関する保証業務の依頼人のデータ又は記録に対して、事業継続又は災害復旧機能などの電子セキュリティ又はバックアップ・サービスを提供すること。
 - 主題又は主題情報に関する保証業務の依頼人の情報システム、ネットワーク又はウェブサイトを運用、維持又は監視する業務

- 900.13 A5 保証業務の過程で保証業務の依頼人が提供するデータ又は当該保証業務の依頼人に対して許容される非保証業務の提供のためのデータの収集、受領、送信及び保持は、経営者の責任を担うことにはならない。
- 900.13 A6 R900.14 項を遵守することを条件として、保証業務の依頼人の経営者がその責任を果たせるように、経営者に対して助言や提言を提供することは、経営者の責任を担うことには当たらない。
- R900.14** 会計事務所等は、保証業務の依頼人に対して、保証業務の主題（主題情報の提示を受ける保証業務の場合には、主題及び主題情報）に関連する専門業務を提供する場合、依頼人の経営者が経営者の責任に帰する全ての関連する判断と決定を行っているかどうかを確認しなければならない。当該確認に当たっては、依頼人の経営者が、少なくとも次のような責任を果たしているかどうかを確かめることが含まれる。
- (a) 常に責任を持って意思決定を行い、かつ、業務を監視するための適切な能力、知識及び経験を有している者を経営者が指名すること。そのような者は、上級管理職が望ましく、次のことを理解している者とする。
- (i) 当該業務の目的、内容及び結果
- (ii) 依頼人及び会計事務所等のそれぞれの責任
- しかしながら、当該業務を実施又は再実施するための専門性を有することまでは要求されない。
- (b) 非保証業務を監視し、依頼人の目的に照らし実施した業務の結果が適切かどうかについて評価すること。
- (c) 当該非保証業務の結果を受けて、次に講じるべき対応策があれば、当該対応策の責任を負うこと。
- 900.14 A1 保証業務の依頼人に専門業務を実施する際にテクノロジーを利用する場合、当該テクノロジーの内容又は利用範囲にかかわらず、R900.13 項及び R900.14 項の要求事項が適用される。

...

セクション 920

ビジネス上の関係

...

要求事項及び適用指針

一般的規定

- 920.3 A1 本セクションでは、金銭的利害の「重要性」や、ビジネス上の関係の「重要性」について述べている。これらの金銭的利害が個人にとって重要であるかどうかは、当該個人及びその家族の保有する純資産の合計額を考慮することが認められる。
- 920.3 A2 取引関係又は共通の金銭的利害から生じる密接なビジネス上の関係には、例えば、次のものが含まれる。
- 保証業務の依頼人、その支配的株主、役員若しくはこれに準ずる者又は当該依頼人で主要な管理者の立場にある者との合弁事業に対して金銭的利害を有している場合
 - 会計事務所等の一つ又は複数のサービスや製品を、依頼人の一つ又は複数のサービスや製品と組み合わせてパッケージを作り、そのパッケージに両当事者の名称を冠して販売する契約又はそのような行為

- 会計事務所等が、依頼人の製品やサービスの販売業者、再販業者、流通業者又はマーケティング業者として機能する契約又はそのような行為。または、依頼人が、会計事務所等の製品やサービスの販売業者、再販業者、流通業者又はマーケティング業者として機能するような契約又はそのような行為
- 会計事務所等が依頼人と共同で製品又はソリューションを開発し、一方又は双方が第三者に販売又はライセンス供与する契約又はそのような行為

920.3 A3 事実と状況によっては、緊密なビジネス上の関係を生み出す可能性がある例として、会計事務所等が保証業務の依頼人に対して、又は依頼人から製品又はソリューションをライセンス供与する取決めがある。

...

商品又はサービスの購入

920.5 A1 会計事務所等又は保証業務チームの構成員若しくはその家族が、保証業務の依頼人から商品やサービスを購入する場合（テクノロジーのライセンス供与を含む。）、その取引が通常の取引条件で対等の立場でなされるものである限り、通常、独立性に対する阻害要因は生じない。しかし、当該取引により自己利益という阻害要因を生じさせるような内容や金額である可能性もある。

920.5 A2 そのような自己利益という阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 当該取引を中止する、又は縮小すること。
- 当該構成員を保証業務チームから外すこと。

テクノロジーの提供、販売、再販又はライセンス供与

920.6 A1 会計事務所等が、次の者に対してテクノロジーを提供、販売、再販又はライセンス供与する場合、その事実及び状況に応じて、セクション 950 の要求事項及び適用指針が適用される。

- (a) 保証業務の依頼人
- (b) 当該テクノロジーを用いたサービスを、当該会計事務所等の保証業務の依頼人に提供する事業体

...

セクション 950

保証業務の依頼人に対する非保証業務の提供

...

はじめに

- 950.1 会計事務所等は、基本原則を遵守し、独立性を保持するとともに、独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション 120 で規定されている概念的枠組みを適用することが求められる。
- 950.2 会計事務所等は、その技能及び専門知識に基づき、保証業務の依頼人に対して一連の非保証業務を提供する可能性がある。保証業務の依頼人に対する非保証業務の提供は、基本原則の遵守及び独立性に対する阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 950.3 本セクションは、保証業務の依頼人に対して非保証業務を提供する際における、独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処のための概念的枠組みの適用に関連する要求事項及び適用指針を定めている。
- 950.4 新しい商慣習、金融市場の進化及びテクノロジーの変化等により、会計事務所等が、保証業務の依頼人に提供する可能性がある非保証業務を全て挙げることは不可能である。概念的枠組み及び本セクションの一般的規定は、会計事務所等が、特定の要求事項及び適用指針のない非保証業務の提供を依頼人に提案する際に適用される。
- 950.5 本セクションの要求事項及び適用指針は、次の場合に適用される。
- (a) 会計事務所等が保証業務の依頼人に非保証業務を提供するためにテクノロジーを利用する場合
 - (b) 会計事務所等が非保証業務の提供につながるテクノロジーを次の者に対して提供、販売、再販又はライセンスする場合
 - (i) 保証業務の依頼人
 - (ii) 当該テクノロジーを用いたサービスを、当該会計事務所等の保証業務の依頼人に提供する事業者

要求事項及び適用指針

一般的規定

...

阻害要因の識別及び評価

- 950.7 A1 会計事務所等が保証業務の依頼人に対して非保証業務を提供する際に生じる可能性のある阻害要因の種類に関する説明は、第 120.6 A3 項に規定されている。
- 950.7 A2 保証業務の依頼人に非保証業務を提供することにより生じる可能性のある様々な阻害要因の識別及び評価に関連する事項には、次のものが含まれる。
- 業務の内容、範囲、想定される用途及び目的
 - 関与する者及びその所在地等、業務が提供される方法
 - 業務の提供頻度を含む、依頼人の業務に対する依存度
 - 業務が提供される法令等の環境
 - 依頼人が社会的影響度の高い事業体であるかどうか。
 - 提供する業務に関する依頼人の経営者及び従業員の専門知識の水準
 - 業務の結果が、保証業務の主題（主題情報の提示を受ける保証業務の場合には、主題及び主題情報に反映される事項）に影響を与えるかどうか、及び影響を与える場合には次の事項
 - 業務の結果が、保証業務の主題（主題情報の提示を受ける保証業務の場合には、主題及び主題情報）に重要な影響を与える範囲

- 重要な判断事項の決定における保証業務の依頼人の関与の程度
- 保証業務の過程で業務の結果に依拠する程度
- 非保証業務の提供に関する報酬

...

自己レビューという阻害要因

950.10 A1 主題情報の提示を受ける保証業務において、会計事務所等が、事後的に保証業務の主題情報となる情報の作成に関与する場合、自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある。保証業務の主題情報に関連する業務を提供する際に、そのような自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある非保証業務の例には、次のものが含まれる。

- (a) 将来財務情報を作成し、その後、当該情報に関する保証報告書を発行すること。
- (b) 保証業務の主題情報に関連する、又はその一部を形成する評価を実施すること。
- (c) 情報システム又は IT 統制を設計、開発、導入、運用、維持、監視、更新又はアップグレードし、その後、当該情報システム又は IT 統制について作成された陳述又は報告書について保証業務を行うこと。
- (d) 情報システムを設計、開発、導入、運用、維持、監視、更新又は改善し、その後、当該情報システムによって生成された情報から作成される非財務情報の要素などの主題情報についての保証報告書を発行すること。

保証業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体である場合

950.11 A1 会計事務所等が社会的影響度の高い事業体に対し保証業務を実施し、当該業務の結果が次のいずれかとなる場合、会計事務所等の独立性に関する期待は一層高まる。

- (a) 業務の結果が、株主及びその他の利害関係者を含めて、一般に利用可能となる。
- (b) 業務の結果が、事業又は活動の運営の監視を目的として法令等により設立された機関又は組織に提供される。

このような会計事務所等への期待を考慮することは、保証業務の依頼人に対して非保証業務を提供するかどうかを決定する際に適用される、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストの一部を形成する。

950.11 A2 会計事務所等は、第 950.11 A1 項(b)で規定されている状況において実施する業務に関して自己レビューという阻害要因が存在する場合、自己レビューという阻害要因の存在及びそれに対処するために講じる措置を、業務の結果が提供される、契約当事者や保証業務の依頼人のガバナンスに責任を有する者及び事業又は活動の運営の監視を目的として法令等により設立された機関又は組織に対して開示することが推奨される。

...

用語集（略語一覧を含む）

...

秘密情報 形式や媒体を問わず（文書、電子、映像、口頭を含む。）、一般に公開されていない情報、データ、その他の資料

... ..

この用語は、第 110.1 A1 項で述べられている。各基本原則は、それぞれ次の項で述べられている。

基本原則 誠実性項 R111.1

基本原則 客観性項 R112.1

職業的専門家としての能力及び正当な注意 R113.1 項

秘密保持 R114.1 項から R114.3 項まで

職業的専門家としての行動項 R115.1

... ..

事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テスト 事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストとは、他の当事者が同一の結論に到達する可能性が高いかどうかに関する職業会計士による検討である。そのような検討は、結論を下す時点で把握している、又は把握していることが合理的に期待される全ての関連する事実及び状況を考量する、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者の観点から行われる。事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者は、必ずしも職業会計士である必要はないが、当該職業会計士の結論の適切性を公平な方法で理解し、評価するための関連する知識及び経験を有している者と考えられる。

これらの用語は、第 120.5 A9 項で述べられている。

...

(現行版からの修正履歴)

翻訳省略

適用日

- パート 1 からパート 3 までの改訂は、2024 年 12 月 15 日から適用される。
- パート 4A の改訂は、2024 年 12 月 15 日以降開始する期間の財務諸表の監査及びレビューから適用される。
- ある期間をカバーする主題情報の提示を受ける保証業務に関するパート 4B の適合修正は、2024 年 12 月 15 日以降開始する期間から適用され、それ以外は、2024 年 12 月 15 日から適用される。

早期適用が認められる。

職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）、公開草案、コンサルテーション・ペーパー等の IESBA の公表物は、IFAC が発行し、その著作権は IFAC にある。IESBA、IFEA 及び IFAC は、本文書の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。「国際会計士倫理基準審議会」、「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」、「国際会計士連盟」、「IESBA」、「IFAC」、IESBA のロゴ、及び IFAC のロゴは、米国及びその他の国で登録された IFAC の商標又は登録商標及びサービスマークである。「国際倫理・監査財団」及び「IFEA」は、米国及びその他の国で登録された IFEA の商標又は登録商標及びサービスマークである。

著作権©IFAC 2023 年 4 月。無断複写・転載を禁じる。個人及び非商業的使用の目的で使用される場合を除き、この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については、IFAC の許可書が必要となる。permissions@ifac.org に連絡されたい。

発行元：



2023年4月に国際会計士連盟（IFAC）によって英語で公表された、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「Final Pronouncement: Technology-related Revisions to the Code」は、2024年7月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。「最終公表：テクノロジーに関する IESBA 倫理規程の改訂」の翻訳のための手続は、IFACにより検討されており、当該翻訳は、IFACのポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全ての IFAC の文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFAC は、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Final Pronouncement: Technology-related Revisions to the Code の英語文©2023年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「最終公表：テクノロジーに関する IESBA 倫理規程の改訂」の日本語文©2024年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題: Final Pronouncement: Technology-related Revisions to the Code ISBN: -

この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については、IFACの許可書が必要となる。permissions@ifac.orgに連絡されたい。